

熊本県告示第 581 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 5 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 5 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土甲佐線	下益城郡城南町大字阿高字竹下 718 番 3 地先から	13.1	単道改
		同 所 同 字 666 番 地先まで		
"	"	下益城郡城南町大字阿高字大坪 441 番 地先から	30.0	"
		同 所 同 字 436 番 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 16 年 6 月 4 日

熊本県告示第 582 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 5 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 5 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 3 号	上益城郡益城町大字小池字塚田 2899 番 地先から 上益城郡御船町大字高木字下古閑鶴 4800 番 2 地先まで	600.0	国特一種

2 供用開始する期日 平成 16 年 6 月 15 日

熊本県告示第 583 号

昭和 59 年 9 月 28 日熊本県告示第 832 号の 5（動物の飼養収容の許可を要する区域の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

平成 16 年 5 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定区域の表宇土市の部の次に次のように加える。

上天草市	大矢野町登立（新田、尾上、坂本、本郷に限る。）
------	-------------------------

同表球磨郡の部免田町の項を次のように改める。

あさぎり町	免田東（八幡町、大正町、本町）
-------	-----------------

同表天草郡の部大矢野町の項を削る。

熊本県告示第 584 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 5 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。